

## 2章 維持及び向上すべき歴史的風致

## 本市の歴史的風致

本市は、会津盆地の南東側に位置し、市域は、盆地内の平地部、猪苗代湖西岸部及び盆地の東部から南部に続く山間部にわたっています。また、本市には盆地中央を北流する阿賀川、猪苗代湖から流出し阿賀川に合流する日橋川等、多くの川が流れており、東山から流出する湯川は、現在の市街地が位置する扇状地を形成しました。

こうした豊かな自然環境は、市北部に位置する宮ノ腰遺跡に認められる稲作の文化を支える基盤となりました。

会津の地は古来より、東西南北の交通・文化の結節点であり、様々な地域の文化が交わることにより独自の文化が生まれてきました。古墳時代にはヤマト政権から重要視されており、そのことは、奈良時代に編纂された『古事記』（和銅5年（712））に、「相津」が登場することからわかります。大塚山古墳から出土した三角縁神獣鏡などの豊富な副葬品は、ヤマト政権からもたらされたものと考えられます。

奈良・平安時代、会津郡内の何か所かに役所が管理する倉庫が設置されました。そのうちの1つ、矢玉遺跡では、「白和世」などの稲の品種を記した木簡が出土しており、役所が稲の栽培を管理していたことがわかります。

安土・桃山時代になり、豊臣秀吉の奥州仕置により会津に入部した蒲生氏郷は、領内の検地を行い、生産高の把握を行いました。また、城下町の整備も行い、漆器や酒造の職人を近江から会津に招き、産業振興を図りました。

江戸時代になり、蒲生忠郷の代になると、猪苗代湖から戸ノ口堰を開削し農地を開墾するとともに、城下でも酒造業、みそ醤油の醸造業など幅広い分野の産業を発展させ、人々の生活を豊かにし、活力を生み出してきました。現在も市街地周辺には市街地に農産物を供給する肥沃な農地が広がり、市街地にはかつての産業を支えた建造物も多く残され、歴史的な風致を形成しています。

人々の生活の営みと自然環境の中で厚い信仰心や愛郷心が育まれ、現代でも数多くの寺社仏閣や仏像等が存在するとともに、十日市等の年中行事が行われ、また先人への畏敬の念を起源とした会津まつり等も行われています。

このように都市部と農村部は、互いに商工業と農業を主とした交流により互いに発展し、それぞれの地域の歴史や文化が融合し合い、今日の会津若松市が形成されてきました。

昭和、平成の合併を経て現在の市域となり、地区ごとに特色ある自然環境、風土、歴史的環境を有し、様々な時代やコミュニティのなかで育まれた特有の文化が存在しています。

その中でも市の中心市街地である旧若松市とその周辺地域は、中世以降は代々の領主・藩主が会津地方の中心地として治め、武家文化が残り、商工業も発展し、本市の歴史を考えるうえで重要な地域です。中心市街地は市を代表する象徴の一つとなっている鶴ヶ城



会津盆地の水瓶である猪苗代湖



市域南部から北部に流れる阿賀川



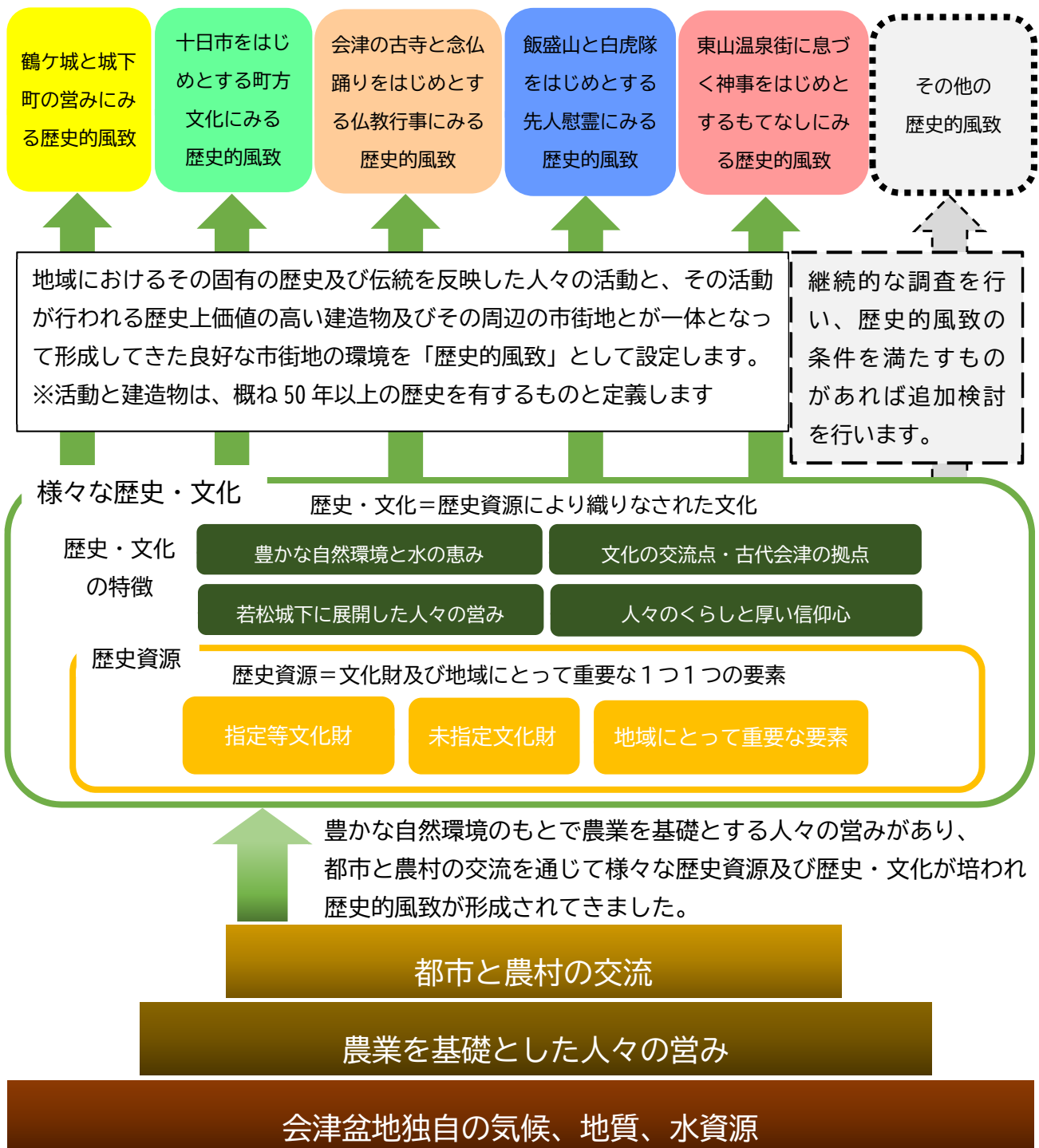
歴史・文化の根源である稲作

(若松城)の城下町として人々の営みが展開され、藩政時代の町割りを基本として発展してきました。その過程において生み出されてきた歴史資源の多くが重要文化財、史跡等に指定されるなど、歴史上激動期の一つである幕末明治期に会津藩が担った役割は、意義深いものであったといえます。

「会津若松市文化財保存活用地域計画」では、こうした本市の歴史や文化の特徴を「豊かな自然環境と水の恵み」、「文化の交流点・古代会津の拠点」、「若松城下に展開した人々の営み」、「人々のくらしと厚い信仰心」の4つにまとめています。

これらの特徴を踏まえて、本市における歴史的風致を設定しました。

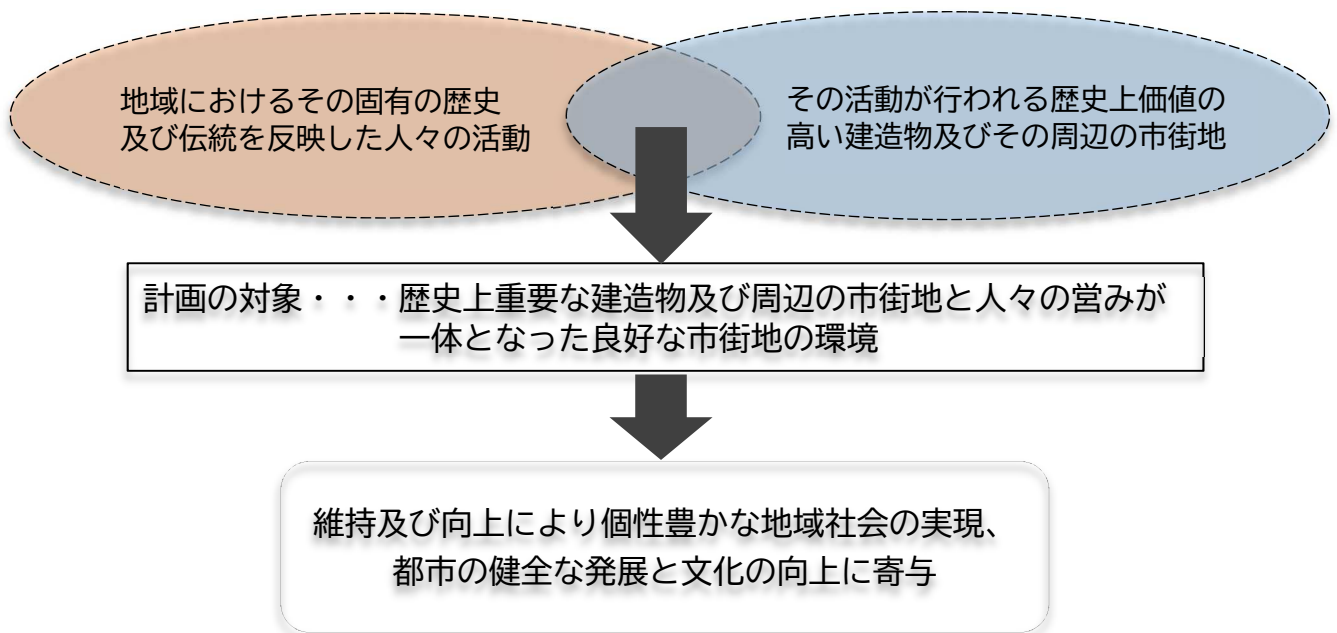
### 会津若松市における歴史的風致の設定の概念図



## ■歴史的風致とは

歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）では、第1条において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義しています。

### 「歴史的風致」の概念図



## ■歴史的風致を形成する建造物等とは

本計画では、建造物及び建造物以外の人の手により作られた工作物（護岸、石垣、庭園、石塔、窯、銅像等）を含む、概ね50年以上の歴史を有するものと定義します。

## ■歴史的風致を形成する活動とは

本計画では、地域住民等により概ね50年以上継続して行われているもので、外から見ることができ、また、雰囲気を感じることができる、におい、香り、音（楽器音や作業音、声）、煙、蒸気などを伴うものと定義します。

## ■歴史的風致の設定に至らなかった建造物や活動等の取り扱い

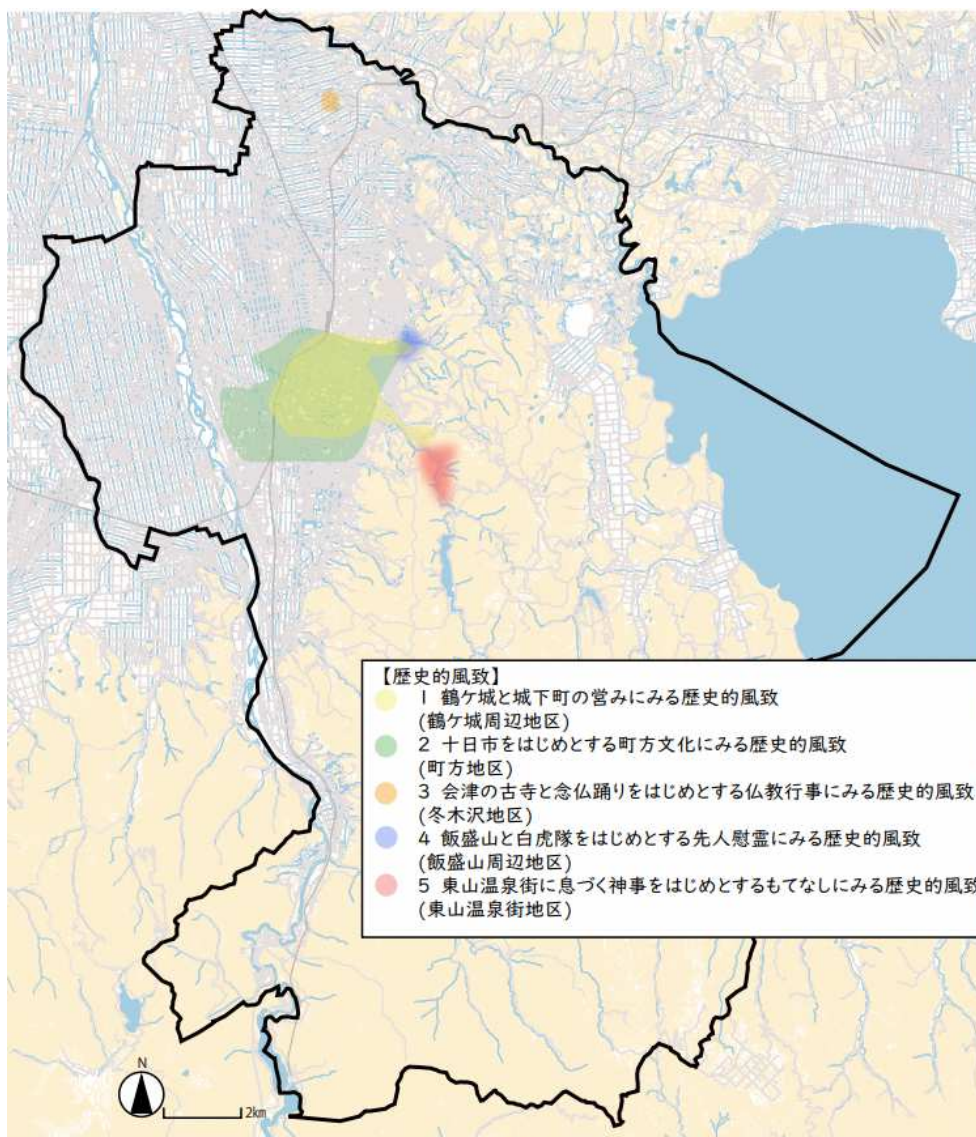
本市には多様な歴史・文化があり、上記の定義から漏れたことで歴史的風致の設定に至らなかったものの、貴重な建造物や活動が数多く存在しています。計画策定後は、伝統的活動を休止していて、今後活動の再開が見込まれる地域等を中心として、掘り起こし作業を継続して行い、新たに追加すべき歴史的風致が確認された場合、毎年行う当該計画推進



協議会へ付議し、計画への追加について協議します。

■会津若松市において維持向上すべき歴史的風致

1. 鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致  
(鶴ヶ城周辺地区)
2. 十日市をはじめとする町方文化にみる歴史的風致  
(町方地区)
3. 会津の古寺と念仏踊りをはじめとする仏教行事にみる歴史的風致  
(冬木沢地区)
4. 飯盛山と白虎隊をはじめとする先人慰霊にみる歴史的風致  
(飯盛山周辺地区)
5. 東山温泉街に息づく神事をはじめとするもてなしにみる歴史的風致  
(東山温泉街地区)



維持及び向上すべき歴史的風致の位置図